

令和4・5年度後期高齢者医療保険料率について

令和4・5年度の保険料率が決まりました

後期高齢者医療制度の保険料率は、高齢者の医療の確保に関する法律により、2年ごとに
見直すこととされています。

令和4・5年度の保険料率は、群馬県後期高齢者医療広域連合議会令和4年第1回（令和
4年2月9日開催）において改正条例が可決され、次のとおり決定しました。

【令和2・3年度保険料率】	【令和4・5年度保険料率】
均等割額 43,600円	均等割額 <u>45,700円</u>
所得割率 8.60%	所得割率 <u>8.89%</u>

※「均等割額」について軽減が受けられる場合があります。

詳しくは、『軽減制度（令和4年度）』をご覧ください。

令和4年度及び令和5年度について、国から示された後期高齢者負担率等の基礎数値と
今後予想される群馬県の被保険者数や医療費の動向を踏まえて算定を行った結果、現在の
保険料率では約24億円の財源不足が見込まれるため、令和4年度から保険料率の引き上げ
を行います。

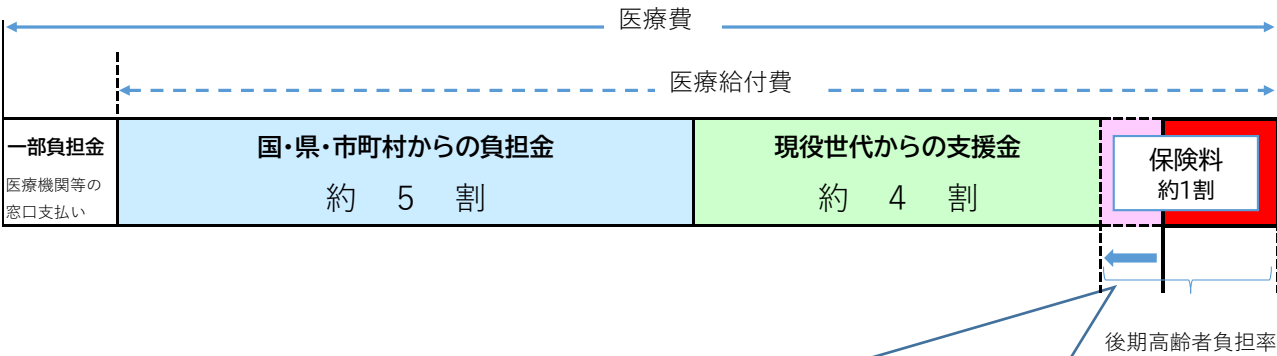
被保険者の皆様に、ご負担をおかけすることになりますが、今後も安心して医療を受けて
いただくための改定ですので、何卒ご理解のほどよろしくお願いします。

新しい保険料率による令和4年度の保険料額と納付方法は、お住まいの市町村からお知
らせします（送付の時期は、各市町村で異なりますので、お住まいの市町村へお問い合わせ
ください）。

保険料率の見直しについて

(1) 医療費の仕組み

- ・後期高齢者医療制度の医療費は、患者本人が医療機関等の窓口で支払う一部負担金と医療給付費で構成されています。
- ・医療給付費は、国・県・市町村からの負担金で約5割、現役世代からの支援金で約4割、残りの約1割が保険料によりまかなわれています。
- ・保険料として負担する割合を後期高齢者負担率といい、保険料算定の基礎数値で国が決定しています。



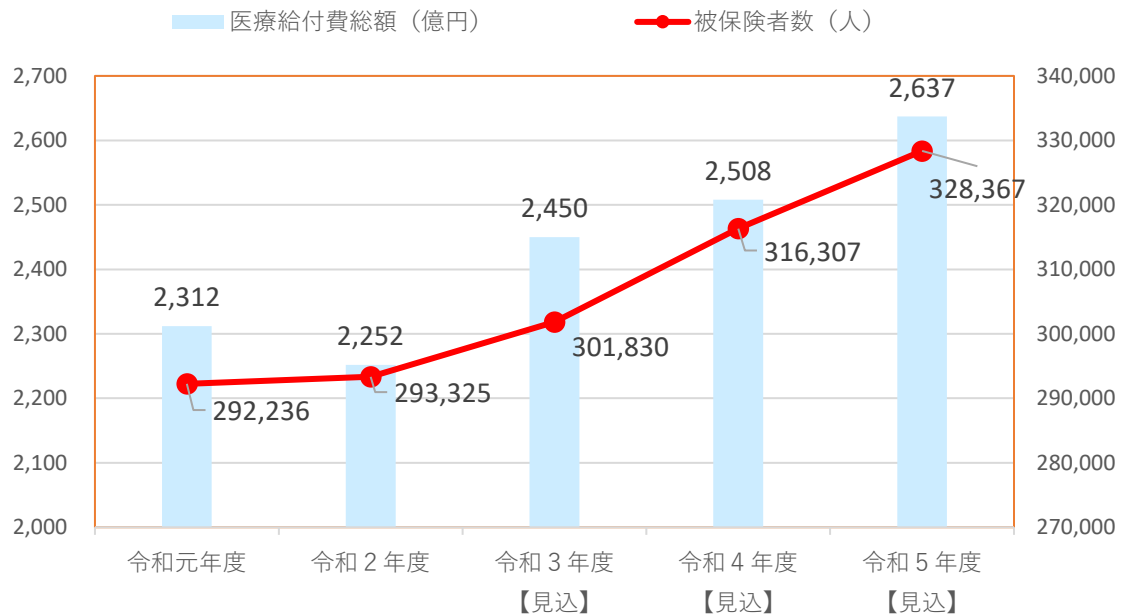
「現役世代人口の減少」による現役世代1人当たりの負担の増加分を、高齢者と現役世代で折半するため、高齢者の負担率が増加することになります。

(2) 保険料率見直しにおける基礎数値等

【国から示された基礎数値等】

- ①窓口負担割合2割導入の影響(令和4年10月から実施)
 - ・医療給付費の削減約37億円(令和4・5年度)
- ②診療報酬の改定 ▲1.25%(後期高齢者医療に影響しないものを除く)
 - ※診療報酬とは、保険医療機関及び保険薬局が保険医療サービスに対する対価として保険者から受け取る報酬をいいます。
- ③後期高齢者負担率の引上げ(令和2・3年度) 11.41% → (令和4・5年度) 11.72%
- ④保険料賦課限度額の引上げ(令和2・3年度) 64万円 → (令和4・5年度) 66万円
 - ※中間所得層の負担軽減を図るため引き上げられます。

【群馬県の今後予想される被保険者数及び医療費の動向】



（３）令和４・５年度収支の見込み

【費用】	【収入】
医療給付費 5,145億円	剰余金 50億円
	保険料 542億円
	現役世代からの 支援金 2,085億円
	国・県・市町村 負担金 2,535億円
保健事業に要する費用 30億円	
その他（葬祭費等） 37億円	

料率引き上げが必要となる
保険料不足額
24億円

改定前の料率での
保険料見込み額518億円

- ・ 令和４・５年度は、団塊の世代の加入により、被保険者数が増加します。費用面では、医療給付費が増加し、収入面では後期高齢者負担率の増加により、現役世代からの支援金の割合が減少します。これにより、保険料でまかなうべき割合が増え、保険料率の引き上げになります。
- ・ 令和２・３年度において生じる剰余金50億円を活用し、保険料率の引き上げ幅を抑制しています。
- ・ 群馬県が管理する財政安定化基金は、次回令和６・７年度以降の医療費の増加を見据え、群馬県との協議の結果、今回は活用しないこととしました。